



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
 HP URL <https://tax-aozora.com>

4月は入学や就職、転勤等、新生活が始まる季節です。心も新たに頑張っていきたいと思います。
 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

節税額が増える？ 私的年金制度改正は4月から順次スタート

税制上の優遇措置が設けられている企業型DCやiDeCoなどの私的年金制度は、上手に活用することで、掛金（加入者拠出分）は所得控除として所得金額から控除され、運用益は非課税となり、将来の受け取り時には所得の区分に応じて収入金額から一定の控除が受けられます。このような私的年金制度が2026年4月から順次改正されます。主な改正のポイントを確認します。

◆2026年4月1日施行◆

4月1日施行の改正で注目なのが、「企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額の拡充」です。これまで企業型DCを導入している企業で、事業主掛金に乗せて加入者が掛金を拠出（マッチング拠出）できる場合、その額は事業主掛金の額を超えてはならないとされていましたが、改正によりこの制限が撤廃されました。

規約変更等を行えば、事業主掛金の額にかかわらず、加入者は事業主掛金の額との合計額が拠出限度額を超えない範囲で、自らの拠出する掛金の額を設定することができます。

なお、このマッチング拠出を利用する場合は、iDeCo（個人型確定拠出年金）には加入できない、というルールに変更はありません。

【参考：確定拠出年金の拠出限度額（2026年12月～）】

第1号加入者 第4号加入者	第2号加入者 (企業年金あり)	第2号加入者 (企業年金なし)	第3号加入者	第5号加入者	<iDeCoの加入対象者の区分>
iDeCo・国民年金基金等 合計で 月額7.5万円 0.7万円増額 国民年金基金	iDeCo・企業年金等 合計で 月額6.2万円 最大4.2万円増額 企業年金等 月額6.2万円 ※DBに拠出限度額はない 厚生年金保険	iDeCo・iDeCo+ 月額6.2万円 3.9万円増額 国民年金	iDeCo 月額2.3万円 国民年金	iDeCo・企業年金等 合計で 月額6.2万円 新設 ※厚生年金被保険者の場合あり	第1号加入者：国民年金第1号被保険者 (20歳以上60歳未満の自営業者等) 第2号加入者：国民年金第2号被保険者 (会社員、公務員等) 第3号加入者：国民年金第3号被保険者 (国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者) 第4号加入者：国民年金任意加入被保険者 (海外居住の日本人など) 第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする一定の者

出典：厚生労働省「DC 拠出限度額（令和8（2026）年12月～）」一部編集

参考：厚生労働省「2025年の制度改正」他

お 仕 事 備 忘 録

- 子ども・子育て支援金の創設…2026年4月より、国の「こども未来戦略」に基づき、子ども・子育て支援金制度が開始されます。健康保険の加入者については、健康保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を給与から控除する対応が必要となります。
- 自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入…2026年4月より、自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます。通勤や業務で自転車を使用している場合には、改めて社員へ交通マナー遵守の注意喚起をしましょう。
- 女性活躍推進法の改正…2026年4月より、女性活躍推進法が改正され、情報公表の必須項目が拡大されます。これにより、従業員数101人以上の企業では、男女間賃金差異及び女性管理職比率等の公表が義務となります。
- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出…住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、給与支払報告書を提出した社員が、4月1日現在で給与の支払を受けなくなったときには、4月15日までにその社員が住んでいる市町村長に届出をします。
- 社会保険料の変更…社会保険料の料率改定の時期になりました。雇用保険料率は4月から新料率が適用されます。一方で協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分（4月納付分）から適用されます。当月分を当月控除している場合は3月から、当月分を翌月控除している場合は4月から、新しい料率で計算しましょう。なお、上述の子ども・子育て支援金の徴収（給与からの控除）は2026年4月分（5月納付分）からのスタートです。



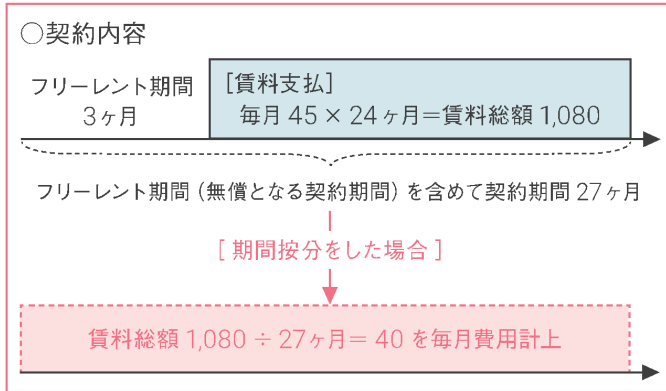
フリーレントと法人借主賃料の平準化が可能に

フリーレントやステップレントなど、一定期間の賃料が無償または少額となる期間（以下、無償等賃借期間）がある賃貸借契約について、期間按分による賃料の損金経理を法人税で認める改正がなされました。条件付きではあるものの、税務上も賃料の平準化が可能となります。

◆発端は新リース会計基準◆

新リース会計基準では、従来明確でなかった無償期間を含む賃貸借契約の会計処理について、無償期間も含めた契約期間全体で収益・費用を按分（期間按分）して認識する、という取扱いが明確になりました。

[期間按分のイメージ図（費用計上の場合）]



これを受け、小規模会社など新リース会計基準適用対象外である法人も含め、無償等賃借期間がある賃貸借契約において、借主側の賃料に係る法人税の取扱いが、通達改正によって明らかとなりました。

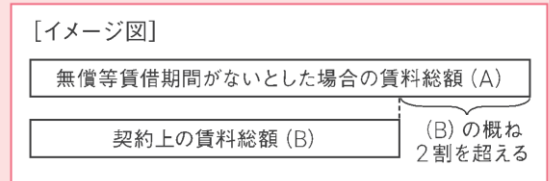
◆法人税の期間按分は条件付き◆

具体的には、無償等賃借期間を含む賃貸借契約において、法人借主が、新リース会計基準と同様の期間按分により費用計上（損金経理）した場合、原則、税務上もこれを損金とします。ただし、この取扱いは、課税上の弊害がない場合に限られます。

[課税上の弊害がない場合]

次の場合に該当しないこと

- ① 契約上の賃料総額に占める減額部分が過大な場合
以下の (A) と (B) の差額が (B) の概ね 2 割を超える場合



- ② 無償等賃借期間が不自然に長い場合

次のいずれにも該当する場合

- 無償等賃借期間 > 4ヶ月
- 無償等賃借期間 / その事業年度中の賃借期間 > 概ね 5 割

◆適用できない＝支払ベース◆

期間按分ではなく支払日で費用計上した場合や、課税上の弊害がある場合には、これまでどおり、賃料の支払日の属する各事業年度の損金算入となります。

◆適用開始時期◆

この改正は 2025 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用します。これより前に開始する事業年度の契約分は、従前の処理を継続することとなります。

参考：国税庁「令和 7 年 6 月 30 日付課法 2-7 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）等の趣旨説明」他



お仕事カレンダー

4月10日(金)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(3月分)
4月15日(水)	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出期限
4月23日(木)	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
4月30日(木)	●2月決算法人の申告・納税、8月決算法人の予定納税申告・納付期限(4月30日期限) (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下)
	●5月・8月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限(4月30日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)
	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
	●固定資産税(都市計画税)の第1期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで
	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(3月分)
	●労働者死傷病報告書の提出期限(休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告)